

資料編

資 料 編

1 守谷市内の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等並びに地域生活支援事業の提供事業所

※平成25年9月30日現在

施設名称	実施サービス	住所・電話番号
守谷市障がい者福祉センター	生活介護・就労移行支援・就労継続支援（B型） 放課後等デイサービス 日中一時支援事業	守谷市板戸井1977-2 TEL 45-9801
守谷市障がい者相談支援センター	指定一般相談支援・指定特定相談支援	守谷市板戸井1977-2 TEL 45-9801
守谷市こども療育教室	児童発達支援	守谷市板戸井1977-2 TEL 47-0220
指定通所介護事業所 あいた	生活介護	守谷市同地366-2 TEL 48-6783
障害者支援施設 さくら荘	短期入所・生活介護・施設入所支援 日中一時支援事業	守谷市大木129-2 TEL 48-6288
アネシス障害者居宅介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・行動援護 移動支援事業・訪問入浴サービス	守谷市薬師台2-16-3 TEL 21-1525
守谷市社協ヘルパーステーション	居宅介護・同行援護・重度訪問介護 移動支援事業	守谷市大柏954-3 TEL 45-0088
ケアステーション・モリヤ	生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援	守谷市松前台3-15-1 TEL 46-0113
ケアホーム もりや	共同生活介護・共同生活援助	守谷市久保ヶ丘1-22-17 TEL 46-0113
モリヤ・キッズ	放課後等デイサービス	守谷市松前台3-15-1 TEL 46-0113
レジーア	就労移行支援・就労継続支援（B型）	守谷市けやき台2-36-4 TEL 44-9885
Z e r o P o i n t	自立訓練（生活訓練）・就労移行支援	守谷市薬師台1-13-1 TEL 20-6851
エスポワール	地域活動支援センターⅢ型	守谷市本町622-2 TEL 48-5533

2 障がい程度区分別障がい福祉サービス利用一覧表

サービス名称	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)							
短期入所 (ショートステイ)							
同行援護 ※1	身体介護を 伴わない						
共同生活介護 (ケアホーム) ※2							
生活介護 ※3			50歳 以上				
行動援護 ※4							
施設入所支援 ※5				50歳 以上			
重度訪問介護 ※6							
療養介護 ※7							
重度障がい者等 包括支援 ※8							

(注) 平成25年9月30日現在で実施するサービス体系から障がい程度区分ごとに列記

※1：①身体介護を伴わない

同行援護アセスメント票の項目中、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかが1点以上であり、かつ、移動障がいの点数が1点以上

②身体介護を伴う

上記①のほか、障がい程度区分2以上であり、歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれか1つが「できる」以外と認定された者

※2：平成26年4月から共同生活介護は廃止され、共同生活援助へ一元化されます。

※3：障がい程度区分3以上（50歳以上は区分2以上）

施設入所者の場合は障がい程度区分4以上（50歳以上は障がい程度区分3以上）

※4：行動関連項目8点以上

※5：生活介護利用者は障がい程度区分4以上（50歳以上は障がい程度区分3以上）

※6：二肢以上に麻痺があり、歩行・移乗・移動・排尿・排便の全てに「できる」以外と認定された者

※7：ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者は障がい程度区分6の者
筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は障がい程度区分5以上の者

※8：意思の疎通が著しく困難な者、人工呼吸器使用・知的最重度又は行動関連項目8点以上

3 用語解説

「あ」行

○移動支援事業

地域生活支援事業のひとつで、外出や余暇活動等の社会参加のための移動支援を行う。

○アクセシビリティ

アクセス性，アクセスしやすさという意味で，転じて「誰もが使える」という意味で使われている。

「か」行

○権利擁護

「障がいの特性」により生活支援制度や介護保険サービスや障がい福祉サービスが容易に利用できない，身の回りのことや金銭管理ができない等，判断能力が十分でないために生じる様々な問題や虐待，権利侵害，詐欺等の被害から障がいのある人の権利を守るため，本人に代わって代理人が権利を行使し，介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用援助や金銭管理等支援を行う。

○高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がい。事故による頭部外傷や脳血管障がい等の脳の疾病，感染症や薬物・アルコールによる中毒等，様々な原因によって脳が損傷を受け，言語・思考・記憶・行為等の認知機能に生じる障がい。

○共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が，施設生活から地域生活への移行や自立を促進する目的で設置される少人数で生活する住居。平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）と一元化される。

○ケアマネジメント

利用者それぞれのニーズに合わせ，適切かつ効果的なサービスを提供するための各種サービスを調整すること。

○高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性，安全性の向上の促進を図り，公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を一本化し，旅客施設，特定建築物（学校，病院，劇場，ホテル，老人ホーム等）等について，高齢者や障がいのある人等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

○協議会（旧・地域自立支援協議会）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき都道府県及び市町村が設置するもので、関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

当市では、「守谷市地域自立支援協議会」がこの機関の機能を担っている。

「さ」行

○障がい福祉サービス

「居宅介護」や「生活介護」等10種類からなる「介護給付」及び「自立訓練」や「就労移行支援」等4種類からなる「訓練等給付」を総称する呼称。平成26年4月から「介護給付」のうち「共同生活介護」の廃止により9種類となる。

○障がい児通所支援

児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援からなるサービスを総称する呼称。平成24年4月の児童福祉法の改正により創設された事業。

○社会的障壁

障害者基本法第2条第2項にて「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう」と定義されている。

○身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され，援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは，①視覚，②聴覚又は平衡機能，③音声機能・言語機能又はそしゃく機能，④肢体不自由，⑤内部機能（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能，肝臓）で，障がいの程度により1級から6級の等級がある。

○精神障がい者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付され，精神に障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として，精神疾患を有する人のうち，精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳で，障がいの程度により1級から3級の等級がある。

○障害者試行雇用事業（トライアル雇用）

公共職業安定所（ハローワーク）が紹介する障がいのある人を労働者として短期間（原則として3箇月）雇用し，その間，企業と労働者相互の理解を深め，企業は能力や適性を把握し，労働者は仕事をするうえで必要な指導等を受け，その後の常用雇用への移行や雇用の機会を促進する制度。

○職場適応援助者（ジョブコーチ）

職場適応のために支援を要する障がいのある人が働く職場に出向き、「障がいの特性」を踏まえた直接支援（職場内外の支援環境の整備等）を行う専門職員。

○精神通院医療

精神疾患により通院による精神医療を継続的に要する程度の病状がある人に精神医療機関等への通院医療費の一部が公費で負担される制度。

○障がい程度区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身状態を総合的に表す区分であり、市町村が障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項のひとつ。障がい程度区分は、区分1から区分6までである。平成26年4月から「障がい支援区分」と変更される。

○生活習慣病

糖尿病や心臓病，脳卒中，がん等，病気が発症するまでに食生活や飲酒，喫煙等，個人の生活習慣の因子が深く関係している病気の総称。

○成年後見制度

知的障がい，精神障がい，発達障がい，認知症等の理由により判断能力が不十分で，自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産管理や介護保険サービスや障がい福祉サービス利用の契約，遺産分割協議等をサポートする。

家庭裁判所の審判に基づき成年後見人，保佐人，補助人から援助を受ける。

○障がい者相談員

障がいのある人又はその家族からの各種相談に応じるため人格見識が高く社会的に信望があり，福祉増進に熱意を有し，奉仕活動ができ，かつ地域の実情に精通している人で市から委嘱された人のこと。障がい者相談員は，「身体障がい者相談員」及び「知的障がい者相談員」からなる。

○相談支援専門員

相談支援の業務に従事する人のこと。利用者に係るアセスメントの実施，サービス等利用計画の作成，サービス担当者会議の開催，サービス等利用計画の実施状況の把握等の一連の業務を行う。

○相談支援事業所

障がいのある人が地域で様々な社会資源を活用しながら，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，相談，情報提供，サービスの調整等を障がいのある人等のニーズに合わせて調整する事業所のこと。相談支援事業は，地域生活支援事業として実施される一般的な相談や利用援助のほか，個別給付として実施される「サービス等利用計画の作成・モニタリング」や「地域移行支援」，「地域定着支援」がある。

「た」行

○地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づいて市町村や都道府県が実施する事業。地域の実情に応じて、障がいのある人の地域における生活を支える様々なサービスを実施する。サービスの内容により「必須事業」と「任意事業」がある。

○特別支援教育・特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけでなく、学習障がい (LD)、注意欠陥多動性障がい (ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。また、従来 of 養護学校、盲学校、聾学校は、特別支援学校に名称変更。

○特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校に置くことができる」とされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。

○地域活動支援センター

通所することで創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る等、障がいのある人の自立した地域生活を支援する場。

○低床バス

高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが乗降しやすいように、乗降ステップが1段となっている「ワンステップバス」や、床面の高さを低くした「ノンステップバス」をいう。

「な」行

○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人を対象に、社会福祉協議会が本人又は代理人と契約を締結したうえで、福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理等を行う。

○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず、普通の人と同じように受け入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいこうという考え方。

○難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。または、経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護等に非常に人手がかかるため、家族の負担が重く、または精神的にも負担が重い疾病をいう。

○日常生活用具

在宅の障がいのある人に対し、日常生活の利便を図るため、地域生活支援事業で給付される用具。

「は」行

○発達障がい

乳幼児期から幼児期にかけて様々な原因で、発達の遅れや機能獲得の困難さ等が生じる心身の障がい。代表的なものとしては、広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群等）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等がある。

○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がいのある人に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くことにも使われる。

○福祉的就労

障がいのある人の社会参加を促進し、特に勤労意欲や自己実現の要求に応えるため、経済性や生産性に拘束されない状況の中で、それぞれが自分に適した様々な作業に就くこと。

○福祉避難所

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす要援護者のために、何らかの特別な配慮がされた避難所。

○補装具費の支給

身体に障がいのある人に対して、身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期にわたって継続して使用される補装具（義肢、補聴器、車いす等）の購入費、修理費の全部又は一部を支給する。

○ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人、又は活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性等を原則としている。

○法定雇用率

常用雇用の労働者数50人以上規模の民間企業等に対して、その雇用している労働者に占める障がいのある人の割合が一定以上であるよう「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき定められた値。民間企業では2.0%、官公庁では2.3%以上となるよう定められている。平成25年4月から法定雇用率が民間企業及び官公庁とも0.2%引き上げられている。

○放課後児童クラブ

保護者が就労等により家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童館、学校の空き教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与える事業。

「ま」行

○民生委員・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関をいう。報酬を目的としない名誉職で、市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。「児童福祉法」に規定する児童委員も兼ねている。

○モニタリング

あらかじめ設定しておいた計画や目標、指示について、その進捗状況を随時、確認・把握し評価すること。また、評価するだけではなくその結果を記録して、計画の見直しを検討する一連の過程全てを指す場合もある。

「や」行

○要約筆記

聴覚に障がいのある人に対して、人が話をしている内容をその場で要約して、ノート、スクリーン、パソコン等で情報を伝える方法。

○ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

「ら」行

○ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

○療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取り組み。

○療育手帳

知的に障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、福祉の援護が受けやすくなるよう、一定程度以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的に障がいのある人であることの証票として都道府県知事が交付する。障がいの程度により、「㉠、A、B、C」の4つの等級がある。

守谷市障がい者福祉計画(第2期)

発 行 平成 年 月

茨城県守谷市

企画・編集 守谷市役所 社会福祉課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1

T E L (0297) 45-1111 (代表)

F A X (0297) 45-6527

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>